

美 第 165 号

平成29年11月29日

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区

土地区画整理審議会

会 長 奥村 隆司 様

吉川市長 中原 恵人



越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業に関する
評価員の選任について（諮問）

土地区画整理法第65条第1項の規定により、次の者を評価員に選任することについて、貴会の同意を求めます。

記

・諮問第1号「評価員の選任について」

氏 名	所 属	役 職	備 考
うちき やすのり 内樹 靖智	さいたま地方法務局 越谷支局登記部門	統括登記官	宅地建物取引士
ほりうち さとし 堀内 智	株式会社九段都市鑑定	代表取締役	不動産鑑定士
えびぬま ひろゆき 海老沼 浩行	吉川市総務部課税課	課長	

評価員の役割

1. 評価員の位置付け

市長は、市が施行する土地区画整理事業において、土地または建築物の評価について経験を有する3人以上を、土地区画整理審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。（土地区画整理法第65条第1項）

2. 評価員の役割

施行者（市）は、換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合又は減価補償金を交付しようとする場合に評価員の意見を聴かなければならない。（土地区画整理法第65条第3項）

- ① 清算金を定めようとする場合（土地区画整理法第94条）
- ② 保留地を定めようとする場合（土地区画整理法第96条）
- ③ 減価補償金を交付しようとする場合（土地区画整理法第109条）

3. その他

具体的には、次のような事項についても評価員の意見を聴きます。

- ① 土地評価基準の制定
- ② 保留地位置、価格の決定
- ③ 路線価指数の決定
- ④ 指数単価の決定
- ⑤ 所有権及び所有権以外の権利割合の決定